

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2021.7月号》

発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。



新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を雇用する事業主の皆さまへ

助成金活用のご案内

①労働移動支援助成金(早期雇い入れ支援コース)

再就職援助計画※の対象となっている方を早期に雇い入れた場合、労働移動支援助成金(早期雇い入れ支援コース)の申請ができます。対象者の早期再就職のためにも、積極的にご活用下さい。

- 優遇助成: 対象者の離職元事業主および雇い入れた事業主が一定の条件を満たす場合
- 加算: 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を、離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合、加算
(加算は令和3年4月1日以降に再就職援助計画を提出した場合)

対象労働者を離職日の翌日から3ヶ月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合

	一人あたりの支給額	加算
通常助成	30万円	なし
優遇助成	40万円	40万円
優遇助成 (賃金上昇)	1回目 40万円 2回目 20万円	



※再就職援助計画: 事業縮小等により常用雇用する労働者を1ヶ月に30人以上離職させることになった事業主が提出します

②新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース

新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を無期雇用へ移行することを前提に、原則3ヶ月間試用雇用する制度です。労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

※求職者が20時間以上30時間未満の常用(無期)雇用を希望する場合 → 短時間トライアルコース

事前にトライアル雇用求人を出し、紹介により対象者を原則3ヶ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たす場合

	支給額(月額)
新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース	最大4万円 (最長3ヶ月)
新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース※	最大2.5万円 (最長3ヶ月)

トライアル雇用
有期雇用(原則3ヶ月)

期間の定めのない雇用
(無期雇用契約)

↑ トライアル雇用開始
2週間以内に実施計画書提出

↑ 無期雇用契約締結
2ヶ月以内に支給申請

【お問い合わせ先: 企画部門 部門コード 32#】

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金」のご案内

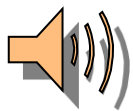
新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」が創設**されました。

<出向運営経費>	中小企業	中小企業以外	出向元および出向先が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、 出向中に要する経費の一部を助成
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4	
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4/5	2/3	
上限額 (出向元・出向先の合計)	1日12,000円 (上限)		

<出向初期経費>	出向元	出向先	就業規則や出向契約書の整備費用、出向元が出向に際して予め行う教育訓練、出向先が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの 出向成立に要する措置を行った場合に助成
助成額	各10万円/1人		
加算額※	各5万円/1人		

※加算額：出向元が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先が労働者を異業種から受け入れる場合

助成金の相談・申請は **秋田労働局 訓練室：018-883-0007**まで



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和3年5月)

概況 (常用)

新規求職者数は前年同月比で4ヶ月ぶりに減少したが、有効求職者数は増加した。求人数は、新規・有効とも前年同月比で増加している。有効求人倍率は1.32倍となり、前年同月比で0.14ポイント上昇、前月からは0.05ポイント上昇した。

管内の雇用情勢は、求人倍率が高い水準を維持しているものの、秋田市の新型コロナ感染警戒レベルが4に引き上げられたこと等の影響から、就職活動の鈍化や新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている産業と影響が少ない産業の二極化がうかがえる。また、雇用保険受給者の増加など懸念材料も見られるため、引き続き新型コロナウイルス感染症等の影響を注視する必要がある状況となっている。

【用語解説】

- * **月間有効求人数**：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計をいう。
- * **月間有効求職者数**：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * **月間有効求人倍率**：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率 (常用) の推移

